

銀行振込などによる公売保証金納付手続（オフ納付）について

1 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前に KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン、新居浜市インターネット公売ガイドラインを必ずお読みください。
- (2) KSI 官公庁オークションのログイン ID (以下「ログイン ID」といいます。)の取得などを行い、KSI 官公庁オークション内の新居浜市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申請を行った後、この手続を行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログイン ID で新居浜市インターネット公売の公売物件詳細画面より仮申込を行ってください。
- (4) 公売保証金の納付方法及び金額は公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分番号ごとに必要となります。

2 「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」の送付

- (1) 「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、「記入例」にしたがって枠内を記入してください。
※「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に記入した氏名、住所、電話番号、ログイン ID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の還付手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。
※公売保証金の返還先口座名義人は入札者本人のものに限ります。
- (2) 「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を新居浜市に書留郵便（特定記録等）にて送付してください。

3 公売保証金の納付

- (1) 新居浜市は「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスあてに電子メールを送信し、振込先口座などをご案内します。このメールは必ず新居浜市に受信情報が届くように開いてください。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください（公売物件によっては利用できない方法もあります）。
※公売保証金は入札開始日の 2 開庁日前までに新居浜市が確認できるように納付してください。新居浜市が納付を確認できない場合、入札することができません。

ア 銀行振込

- ・ 公売保証金を振り込んだ日から新居浜市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。
- ・ 振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。
- ・ 類似の口座名にご注意ください。
- ・ 代理人に公売参加の手続をさせる場合、代理人は「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に公売参加者の住所及び氏名など並びに代理人であること明記したうえで、代理人名で公売保証金を納付してください。

イ 現金持参

- ・ 事前連絡のうえ新居浜市役所2階収税課までお越しください。公売保証金納付に係る納入通知書を発行しますので、新居浜市役所1階伊予銀行新居浜市役所出張所または出納室で納付してください。
- ・ 受付時間は、平日9時から17時までです。時間には余裕をもってお越しください。

ウ 銀行振出小切手持参

- ・ 小切手は松山手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して5日を経過していないものに限りです。
- ・ 受付時間は、平日9時から15時までです。

4 公売物件が農地を含む場合

- (1) 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。
※公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を新居浜市が確認した方のみ、公売参加申込完了となります。
※「買受適格証明書」の発行手続については、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。
- (2) 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。

5 公売保証金の返還

- (1) 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）が代金を納付した場合などに返還します。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、納付した公売保証金は予定どおり実施（公売）された場合の入札期間終了後に返還します。

- (4) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者名義の銀行口座へ新居浜市から振り込まれます。上記(1)から(3)の場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (5) インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。返還まで公売中止後4週間程度かかることがあります。
- (6) 公売参加申込後、入札をしない場合にも、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (7) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。

6 書類送付先

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所 総務部 収税課